

艦船等救難に関する訓令を次のように定める。

令和7年3月21日

防衛大臣 中谷 元

艦船等救難に関する訓令

(訓令の目的)

第1条 この訓令は、艦船等救難に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(艦船等救難業務の範囲)

第2条 この訓令において艦船等救難とは、緊急状態にある自衛隊の艦船等（艦船等事故調査及び報告等に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第3号）第2条第1項第1号に規定する艦船等をいう。以下同じ。）の乗員の救難に係る次の各号に掲げる業務をいう。

- (1) 艦船等及び当該艦船等の乗員の搜索
- (2) 艦船等の乗員の救出
- (3) 保全に留意した情報の収集、評価及び伝達

(艦船等救難の実施者等)

第3条 艦船等救難のうち、艦船の救難（艦船等のうち、潜水艦（陸上自衛隊又は海上自衛隊の船舶等の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令（令和6年防衛省訓令第317号）に規定する潜水艦に該当する自衛艦をいう。以下同じ。）を除く艦船等に対する救難をいう。以下「艦船救難」という。）は、船員法（昭和22年法律第100号）の規定に基づくほか、艦船救難を必要とする事故が発生した艦船等が所属する部隊又は機関（以下「部隊等」という。）の長若しくは当該事故が発生した場所又はその附近に所在する部隊等の長が実施する。

2 艦船救難を必要とする事故が発生した場所又はその附近に所在する部隊又は機関（以下「所在部隊」という。）の長は、前項に基づき艦船救難を実施する部隊等の長から協力の依頼を受けたときは、できる限り、これに応じなければならない。

3 艦船等救難のうち、潜水艦の救難（以下「潜水艦救難」という。）は、自衛艦隊司令官が実施する。

4 潜水艦救難の実施に関し、各地方総監、教育航空集団司令官、システム通信隊群司令及び潜水医学実験隊司令は、自衛艦隊司令官に対して、必要な支援を実施する。

5 潜水艦救難の実施に関し、自衛艦隊司令官から協力の依頼を受けた前項以外の部隊等の長は、できる限り、これに応じなければならない。

（統合作戦司令官の一部指揮等）

第4条 艦船等救難の実施に関し、防衛大臣が別に命じた場合に、統合作戦司令官が自衛隊法（昭和29年法律第165号）第21条の3第3項の規定に基づき、一部指揮することができる部隊又は自衛隊法第28条の規定に基づき指揮監督することができる機関の長は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 艦船救難を実施する部隊及び当該艦船救難の実施に必要な部隊を一部指揮することができる。
- (2) 艦船救難を実施する機関の長及び当該艦船救難の実施に必要な機関の長を指揮監督することができる。
- (3) 潜水艦救難を実施する自衛艦隊、各地方隊、教育航空集団、システム通信隊群、潜水医学実験隊及び当該潜水艦救難の実施に必要な部隊を一部指揮することができる。
- (4) 潜水艦救難の実施に必要な機関の長を指揮監督することができる。

2 前項の規定にかかわらず、統合運用による円滑な任務遂行のための指揮に関する訓令（令和7年防衛省訓令第32号）第3条第6号の規定に基づき、統合作戦司令官は、防衛大臣からの個別の命令が発出されるまでの間、統合運用による円滑な任務遂行を図る必要があるとして、艦船救難を実施する部隊、陸上総隊、各方面隊、自衛艦隊、各地方隊、教育航空集団、練習艦隊、システム通信隊群、潜水医学実験隊、航空総隊、航空支援集団及び前項に規定する機関を一部指揮することができる。

（報告）

第5条 潜水艦救難を実施した部隊等の長又は潜水艦救難を実施した自衛艦隊司令官は、艦船等救難を実施したときは、速やかに、その概要を順序を経て防衛大臣に報告しなければならない。

（委任事項）

第6条 この訓令に定めるもののほか、艦船等救難の実施に関して必要な事項は、統合幕僚長が定める。この場合において、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長又は統合作戦司令官の職務に関連がある事項については、あらかじめ当該幕僚長又は統合作戦司令官と協議しなければならない。

附 則（令和7年3月21日省訓第20号）

この訓令は、令和7年3月24日から施行する。